

## 告 示

### 埼玉県川越建築安全センター所長告示第三十六号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第四号の規定により、道路の指定を次のとおり行った。

令和七年九月十二日

埼玉県川越建築安全センター所長 国分政勝

			第二号	指定番号
			建築基準法 第四十二条 第一項第四号	指定に係る 道路の種類
			令和七年九月三日	指定の年月日
埼玉県朝霞市大字台字桐ノ木三百六十九―一まで	埼玉県朝霞市大字台字桐ノ木三百七十四から	埼玉県朝霞市大字台字四反田五百二十五―一まで	埼玉県朝霞市大字台字桐ノ木三百二十八―一まで	指定に係る道路の位置
百二十七・〇		二百七十六・〇	二百二十七・〇	指定に係る 道路の延長 (単位メートル)
八・〇		八・〇	十・五	指定に係る 道路の幅員 (単位メートル)

			指定番号
			指定に係る道路の種類
			指定の年月日
埼玉県朝霞市大字根岸字谷中百五十二から 埼玉県朝霞市大字根岸字谷中百四十一―四まで	埼玉県朝霞市大字根岸字谷中百九十五―九から 埼玉県朝霞市大字台字桐ノ木四百六十一―三まで	埼玉県朝霞市大字台字谷中三十五―一から 埼玉県朝霞市大字台字四反田五百二十六―一まで	指定に係る道路の位置
二百十五・〇	六百七十八・〇	六百三十二・〇	指定に係る道路の延長 (単位メートル)
十六・一	十四・〇 十六・五	十一・五	指定に係る道路の幅員 (単位メートル)